

市民委員会資料

議案第149号

川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について

議案第150号

川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について

議案第151号

川崎市競輪場内売店使用条例の一部を改正する条例の一部を改正する

条例の制定について

議案第152号

川崎市競輪場使用条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例新旧対照表

資料2 川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例新旧対照表

資料3 川崎市競輪場内売店使用条例の一部を改正する条例の一部を改
正する条例新旧対照表

資料4 川崎市競輪場使用条例の一部を改正する条例新旧対照表

経済労働局

平成25年11月26日

川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">昭和47年3月28日条例第1号</p> <p>○川崎市中央卸売市場業務条例 (略) (卸売をした物品の相手方の明示及び引取り)</p> <p>第51条 1～3 (略)</p> <p>4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格に<u>100分の108</u>を乗じたものをいう。以下同じ。）が同項の仲卸業者又は売買参加者に対する卸売価格より低いときは、その差額をその仲卸業者又は売買参加者に請求することができる。 (卸売予定数量等の報告)</p> <p>第56条 1・2 (略)</p> <p>3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月10日までに前月中に卸売をした物品の市況並びに数量及び卸売金額（せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を市長に報告しなければならない。</p> <p>4 (略) (仕切り及び送金)</p> <p>第59条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対してその卸売をした日の翌日までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下本条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の<u>100分の8</u>に相当する金額及び当該合計額の<u>100分の108</u>に相当する金額（以下この条において「仕切金額」という。）（当該委託者の責めに帰すべき理由により第64条第1項ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の<u>100</u></p>	<p style="text-align: center;">昭和47年3月28日条例第1号</p> <p>○川崎市中央卸売市場業務条例 (略) (卸売をした物品の相手方の明示及び引取り)</p> <p>第51条 1～3 (略)</p> <p>4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格に<u>100分の105</u>を乗じたものをいう。以下同じ。）が同項の仲卸業者又は売買参加者に対する卸売価格より低いときは、その差額をその仲卸業者又は売買参加者に請求することができる。 (卸売予定数量等の報告)</p> <p>第56条 1・2 (略)</p> <p>3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月10日までに前月中に卸売をした物品の市況並びに数量及び卸売金額（せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を市長に報告しなければならない。</p> <p>4 (略) (仕切り及び送金)</p> <p>第59条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対してその卸売をした日の翌日までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下本条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の<u>100分の5</u>に相当する金額及び当該合計額の<u>100分の105</u>に相当する金額（以下この条において「仕切金額」という。）（当該委託者の責めに帰すべき理由により第64条第1項ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の<u>100</u></p>

改正後	改正前
<p><u>分の8</u>に相当する金額及び仕切金額)、控除すべき第60条第1項に規定する委託手数料、当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)並びに仕切金額から当該委託手数料及び当該費用の金額を差し引いた額(以下「売買仕切金」という。)を明記した売買仕切書並びに売買仕切金を送付しなければならない。ただし、売買仕切書又は売買仕切金の送付について特約がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略) (買受代金の即時支払義務)</p> <p>第63条 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に(卸売業者があらかじめ仲卸業者及び売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに)、買い受けた物品の代金(買い受けた額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。)を支払わなければならない。</p> <p>2~5 (略) (使用料等)</p> <p>第72条 市場使用料は、月単位で納入するものとし、その額は、次に掲げるとおりとする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 卸売業者市場使用料、仲卸業者市場使用料及び関連事業者市場使用料 別表第5の金額の範囲内において規則で定める。</p> <p>(2) 前号以外の市場使用料 別表第5の金額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額(土地使用料のうち1月以上の使用に係る使用料は、同表の金額)の範囲内において規則で定める。</p> <p>2~6 (略)</p>	<p><u>分の5</u>に相当する金額及び仕切金額)、控除すべき第60条第1項に規定する委託手数料、当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)並びに仕切金額から当該委託手数料及び当該費用の金額を差し引いた額(以下「売買仕切金」という。)を明記した売買仕切書並びに売買仕切金を送付しなければならない。ただし、売買仕切書又は売買仕切金の送付について特約がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略) (買受代金の即時支払義務)</p> <p>第63条 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に(卸売業者があらかじめ仲卸業者及び売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに)、買い受けた物品の代金(買い受けた額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額とする。)を支払わなければならない。</p> <p>2~5 (略) (使用料等)</p> <p>第72条 市場使用料は、月単位で納入するものとし、その額は、次に掲げるとおりとする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 卸売業者市場使用料、仲卸業者市場使用料及び関連事業者市場使用料 別表第5の金額の範囲内において規則で定める。</p> <p>(2) 前号以外の市場使用料 別表第5の金額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額(土地使用料のうち1月以上の使用に係る使用料は、同表の金額)の範囲内において規則で定める。</p> <p>2~6 (略)</p>

川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">平成18年11月27日条例第70号</p> <p>○川崎市地方卸売市場業務条例 (略) (卸売をした物品の相手方の明示及び引取り)</p> <p>第46条 1～3 (略)</p> <p>4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格に<u>100分の108</u>を乗じたものをいう。以下同じ。）が同項の仲卸業者又は売買参加者に対する卸売価格より低いときは、その差額をその仲卸業者又は売買参加者に請求することができる。</p> <p style="margin-left: 2em;">(卸売予定数量等の報告)</p> <p>第50条 1・2 (略)</p> <p>3 卸売業者は、規則で定めるところにより、前月中に卸売をした物品の市況並びに数量及び卸売金額（せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を市長に報告しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p style="margin-left: 2em;">(仕切り及び送金)</p> <p>第52条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対してその卸売をした日の翌日までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の<u>100分の8</u>に相当する金額、当該合計額の<u>100分の108</u>に相当する金額（以下この条において「仕切金額」という。）（当該委託者の責めに帰すべき理由により第56条第1項ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の</p>	<p style="text-align: center;">平成18年11月27日条例第70号</p> <p>○川崎市地方卸売市場業務条例 (略) (卸売をした物品の相手方の明示及び引取り)</p> <p>第46条 1～3 (略)</p> <p>4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格に<u>100分の105</u>を乗じたものをいう。以下同じ。）が同項の仲卸業者又は売買参加者に対する卸売価格より低いときは、その差額をその仲卸業者又は売買参加者に請求することができる。</p> <p style="margin-left: 2em;">(卸売予定数量等の報告)</p> <p>第50条 1・2 (略)</p> <p>3 卸売業者は、規則で定めるところにより、前月中に卸売をした物品の市況並びに数量及び卸売金額（せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を市長に報告しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p style="margin-left: 2em;">(仕切り及び送金)</p> <p>第52条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対してその卸売をした日の翌日までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の<u>100分の5</u>に相当する金額、当該合計額の<u>100分の105</u>に相当する金額（以下この条において「仕切金額」という。）（当該委託者の責めに帰すべき理由により第56条第1項ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の</p>

改正後	改正前
<p><u>100分の8</u>に相当する金額及び仕切金額)、控除すべき第54条の規定により届け出た委託手数料、当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに仕切金額から当該委託手数料及び当該費用の金額を差し引いた額（以下「売買仕切金」という。）を正確に記載した売買仕切書並びに売買仕切金を送付しなければならない。ただし、売買仕切書又は売買仕切金の送付について特約がある場合は、この限りでない。</p> <p>（買受代金の即時支払義務）</p> <p>第55条 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（卸売業者があらかじめ仲卸業者及び売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）、買い受けた物品の代金（買い受けた額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。）を支払わなければならない。</p>	<p><u>100分の5</u>に相当する金額及び仕切金額)、控除すべき第54条の規定により届け出た委託手数料、当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに仕切金額から当該委託手数料及び当該費用の金額を差し引いた額（以下「売買仕切金」という。）を正確に記載した売買仕切書並びに売買仕切金を送付しなければならない。ただし、売買仕切書又は売買仕切金の送付について特約がある場合は、この限りでない。</p> <p>（買受代金の即時支払義務）</p> <p>第55条 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（卸売業者があらかじめ仲卸業者及び売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）、買い受けた物品の代金（買い受けた額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額とする。）を支払わなければならない。</p>
2 (略)	2 (略)
(利用料金等)	(利用料金等)
第64条 (略)	第64条 (略)
2 前項に規定する利用料金は、月単位で支払うものとし、その額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	2 前項に規定する利用料金は、月単位で支払うものとし、その額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
(1) 卸売業者市場利用料金、仲卸業者市場利用料金及び関連事業者市場利用料金 別表第5の金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める額	(1) 卸売業者市場利用料金、仲卸業者市場利用料金及び関連事業者市場利用料金 別表第5の金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める額
(2) 前号以外の利用料金 別表第5の金額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額 (土地利用料金のうち1月以上の利用に係る利用料金は、同表の金額) の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める額	(2) 前号以外の利用料金 別表第5の金額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額 (土地利用料金のうち1月以上の利用に係る利用料金は、同表の金額) の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める額
3～8 (略)	3～8 (略)

川崎市競輪場内売店使用条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>平成 25 年 10 月 8 日条例第 47 号</p> <p>○川崎市競輪場内売店使用条例の一部を改正する条例</p> <p>(略)</p> <p>第 4 条中「次のとおり」を「1 年以内」に改め、同条ただし書及び各号を削る。</p> <p>第 5 条及び第 6 条を次のように改める。</p> <p>(売店使用料)</p> <p>第 5 条 使用者は、売店の使用料（以下「売店使用料」という。）として、営業しようとする日 1 日につき、1 平方メートル当たり 68 円に使用する売店の面積を乗じ、これに <u>100 分の 108</u> を乗じて得た額を納付しなければならない。ただし、規則で定める売店に係る売店使用料の額は、営業しようとする日 1 日につき、1,000 円を超えない範囲内において規則で定める額に <u>100 分の 108</u> を乗じて得た額とする。</p> <p>2 売店使用料は、月ごとに前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 市長は、特に必要があると認めるときは、売店使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>4 既納の売店使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(使用者の費用負担)</p> <p>第 6 条 次に掲げる売店に関する費用は、使用者の負担とする。</p> <p>(1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料金</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める費用</p> <p>第 8 条を削る。</p>	<p>平成 25 年 10 月 8 日条例第 47 号</p> <p>○川崎市競輪場内売店使用条例の一部を改正する条例</p> <p>(略)</p> <p>第 4 条中「次のとおり」を「1 年以内」に改め、同条ただし書及び各号を削る。</p> <p>第 5 条及び第 6 条を次のように改める。</p> <p>(売店使用料)</p> <p>第 5 条 使用者は、売店の使用料（以下「売店使用料」という。）として、営業しようとする日 1 日につき、1 平方メートル当たり 68 円に使用する売店の面積を乗じ、これに <u>100 分の 105</u> を乗じて得た額を納付しなければならない。ただし、規則で定める売店に係る売店使用料の額は、営業しようとする日 1 日につき、1,000 円を超えない範囲内において規則で定める額に <u>100 分の 105</u> を乗じて得た額とする。</p> <p>2 売店使用料は、月ごとに前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 市長は、特に必要があると認めるときは、売店使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>4 既納の売店使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(使用者の費用負担)</p> <p>第 6 条 次に掲げる売店に関する費用は、使用者の負担とする。</p> <p>(1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料金</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める費用</p> <p>第 8 条を削る。</p>

川崎市競輪場使用条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>昭和27年9月22日条例第34号</p> <p>○川崎市競輪場使用条例 (略) (使用料)</p> <p>第4条 前条の規定により許可を得て競輪を開催した市（県）は、開催の都度使用料として車券総売上額の100分の4以内において市長が定める額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を川崎市に納入しなければならない。</p>	<p>昭和27年9月22日条例第34号</p> <p>○川崎市競輪場使用条例 (略) (使用料)</p> <p>第4条 前条の規定により許可を得て競輪を開催した市（県）は、開催の都度使用料として車券総売上額の100分の4以内において市長が定める額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を川崎市に納入しなければならない。</p>